

令和6年度船橋市地域保健推進協議会 議事録

日時：令和7年1月15日（水）
午前10時00分～11時30分
場所：船橋市保健福祉センター3階
保健学習室・歯科健診室

10時00分開会

○司会（保健総務課長補佐） それでは、委員お一人の方がまだ到着が遅れておりますが、定刻となりましたので、ただいまより令和6年度船橋市地域保健推進協議会を開会いたします。

委員の皆様におかれましては、お忙しいところ本日の協議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。司会を務めさせていただきます保健所保健総務課の細川と申します。どうぞよろしく願いいたします。

では、初めに、船橋市保健所長の筒井よりご挨拶申し上げます。お願いいたします。

1 保健所長挨拶

○保健所長 保健所長の筒井でございます。

船橋市地域保健推進協議会の開催に当たりまして、事務局のほうからは私がお挨拶をさせていただきます。

委員の皆様におかれましては、日頃より地域保健の推進のみならず、市政全般にわたり多大なご協力を賜りまして、感謝申し上げます。また、本日はご多忙のところご出席くださいます。誠にありがとうございます。

当協議会でございますが、本市の中核市移行に合わせて保健所設置市となりました平成15年度に発足し、感染症対策に関する施策、また、保健所の運営に関する事など地域保健全般を総合的に推進していくことを目的として運営させていただいております。

本日もご出席の皆様には地域保健という幅広い内容をテーマにご議論していただきたいと考えております。

令和元年度に発生しました新型コロナウイルス感染症は、市民の方々の生活に大変大きな影響をもたらしました。国におきましては、この経験等を踏まえて感染症対策における保健所の役割の重要性を鑑み、令和6年に地域保健法を改正し、社会情勢に柔軟に対応できるよう、健康危機に備えた体制の整備や人材の確保、また、地方衛生研究所等の整備等の責務規定を設けました。

そうしたことから、本日は市の取り組みであります健康危機対策について、船橋市衛生試験所について、近年の食中毒の傾向とその対策について等を報告させていただきます。

今後につきましても、市民の皆様への影響ができるだけ大きくならないよう保健所が主体となり、市全体で感染症の発生や蔓延防止に重点を置き対策に努めてまいります。

つきましては、本日もご出席いただきました委員の皆様には、それぞれの専門的なお立場から、忌憚のないご意見をお聴かせいただければと思いますので、どう

ぞよろしくお願いいいたします。

以上で私からの挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいいたします。

2 委員紹介

○司会（保健総務課長補佐） ありがとうございます。

最初に委員の変更がございましたのでご紹介させていただきます。お名前をお呼びしますので、その場でご起立をお願いいたします。

船橋市医師会会長 鳥海正明委員です。

○鳥海委員 鳥海です。どうぞよろしくお願いいいたします。年が改まりまして、しっかりとやっていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいいたします。

○司会（保健総務課長補佐） ありがとうございます。以上 1 名の方が新しく当協議会の委員となっております。よろしくお願いいいたします。

続きまして、本日出席の委員のご紹介をさせていただきます。本日お配りしております座席表と委員名簿のほうを併せてご覧いただきますようお願いいたします。

それでは、お名前をお呼びいたしますので、恐れ入りますが着席のまま一言お願いいしたいと思っております。

独立行政法人地域医療機能推進機構船橋中央病院病院長 山口武人委員でございます。

○山口委員 船橋中央病院の山口でございます。いつも船橋中央病院がお世話になっております。どうぞよろしくお願いいいたします。

○司会（保健総務課長補佐） 続きまして、船橋市立法典小学校校長 中野誠委員でございます。

○中野委員 校長会代表で来ております法典小学校の中野と申します。昨年 12 月はインフルエンザが猛威を振るいまして、学級閉鎖、学年閉鎖、毎日やっておりましたが、今、本校は 1,000 人を超えておりますが、インフルエンザ患者 3 人です。落ち着いた感があります。どうぞよろしくお願いいいたします。

○司会（保健総務課長補佐） 続きまして、公益社団法人船橋歯科医師会会長 赤岩けさ子委員でございます。

○赤岩委員 船橋歯科医師会の赤岩と申します。よろしくお願ひします。

○司会（保健総務課長補佐） 続きまして、一般社団法人船橋薬剤師会会長 杉山宏之委員でございます。

○杉山委員 杉山です。船橋薬剤師会の会長をしております。先ほどお話がありましたけれども、インフルエンザで薬が随分足りないということがありますが、何とか皆さんのお手元に届くようにやってみようと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

○司会（保健総務課長補佐） 続きまして、千葉県獣医師会京葉地域獣医師会会長 桑島智委員でございます。

○桑島委員 皆さん、おはようございます。船橋市と鎌ヶ谷市、八千代市、習志野市を代表しております桑島と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○司会（保健総務課長補佐） 続きまして、船橋市・鎌ヶ谷市看護管理者会会員の石川佳子委員でございます。

○石川委員 石川と申します。よろしくお願ひいたします。

○司会（保健総務課長補佐） 続きまして、船橋市栄養士会会長 加藤寿美委員でございます。

○加藤委員 皆様、こんにちは。船橋市栄養士会の加藤と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○司会（保健総務課長補佐） 続きまして、船橋市食品衛生協会会長 堀池則男委員でございます。

○堀池委員 おはようございます。私、船橋市食品衛生協会の会長の堀池と申します。よろしくお願ひいたします。

○司会（保健総務課長補佐） 続きまして、船橋市自治会連合協議会事務局長 藤本千恵子委員でございます。

○藤本委員 おはようございます。自治会連合協議会の副会長兼事務局長をしております藤本でございます。よろしくお願ひいたします。

○司会（保健総務課長補佐）　続きまして、社会福祉法人船橋市社会福祉協議会
会長 若生美知子委員でございます。

○若生委員　皆様、おはようございます。船橋市社会福祉協議会の若生美知子で
ございます。皆様方には常に大変お世話になっております。ありがとうございます。
どうぞ本年もよろしく願い申し上げます。

○司会（保健総務課長補佐）　続きまして、船橋市民生児童委員協議会副会長
山中広仁委員でございます。

○山中委員　おはようございます。山中です。民生委員を代表してこちらの席に
お邪魔しております。コロナが収まった後、高齢者のインフルエンザが今流行っ
ているそうですけれども、注意をしながら皆様にお伝えしています。また、医
療機関に関しても、うちのほうで治療に当たっていらっしゃる病院も一生懸命や
っていただいていますので、安心してということはないのですけれども、よろし
くお願いしたいと思います。

○司会（保健総務課長補佐）　続きまして、市民公募 海保功委員ございま
す。

○海保委員　おはようございます。海保と申します。よろしく申し上げます。

○司会（保健総務課長補佐）　到着が遅れております田中委員につきましては、
到着次第ご紹介させていただきたいと思います。委員の皆様、どうぞよろしくお
願いいたします。

なお、本日、公益財団法人復興会総武病院病院長 樋口英二郎委員、それから
千葉県市川児童相談所船橋支所支所長の児玉亮委員につきましては、所用により
欠席とのご連絡をいただいております。

なお、本日出席をしております市の職員につきましては、お手元に本日配付さ
せていただいております「令和 6 年度 船橋市地域保健推進協議会 出席職員一
覧」をご覧くださいと思います。よろしく願いいたします。

また、公務により到着が遅れております健康福祉局長につきましては、令和 6
年 4 月より着任となっております。到着次第、またご紹介させていただきたいと
思います。

本日の協議会ですが、委員定数 16 名中、現時点におきまして 13 名と過半数の
委員のご出席をいただいております。船橋市地域保健推進協議会条例第 7 条第 2
項の規定に基づきまして、半数以上の委員の出席を得ておりますので、この会議
が成立していることをご報告いたします。

続きまして、資料の確認をさせていただきたいと思います。本日お配りさせていただきました資料ですけれども、今、お手元のほうでご覧いただきました座席表、委員名簿、職員の出席名簿、それから次第をご用意しております。

そして、さきに皆様に送付させていただき、本日ご持参をお願いしておりました資料ですけれども、会議次第、議事資料、本会議の条例、過去 5 年間の議題一覧、委員名簿、令和 6 年度版の船橋市保健所事業年報をご郵送させていただいたかと思います。

次第につきましては、一部修正がございましたので、お手元にお配りしたものと差し替えいただければと思います。

本日、委員名簿もお配りしておりますけれども、そちらは委員ご紹介でご覧いただけるようにご用意したものでございますので、事前にお配りしているものと変更はございません。

ご持参いただくようご案内をしておりましたが、お手元に資料をお持ちでない方はございますか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

3 議事

(1) 委員長の選出

○司会（保健総務課長補佐） それでは、ここからの議事進行についてでございますが、今年度、本協議会委員長の退任に伴いまして不在となっておりますことから、船橋市地域保健推進協議会条例第 5 条第 3 項に基づきまして、委員長が選出されるまでの間、赤岩副委員長のほうに議事を進行していただきたいと思えます。

赤岩副委員長、よろしく願いいたします。

○赤岩副委員長 ただいま事務局より紹介がありました船橋歯科医師会会長の赤岩と申します。今年度、寺田委員が退任されましたので、委員長を選出するまで進行させていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、議事の 1 番目としまして、委員長の選出に入りたいと思います。船橋市地域保健推進協議会条例第 5 条の規定によりまして、委員長は委員の互選となっておりますが、ご推薦がございましたらお願いいたします。

杉山委員。

○杉山委員 委員長には、地域保健の推進というこの協議会の性格から、長年船橋市の保健医療に携わってこられた船橋市医師会会長の鳥海委員が適任だと思いますので、推薦いたします。

○赤岩副委員長 ただいま杉山委員から委員長には鳥海委員をとのご発言がございましたが、皆様、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○赤岩副委員長 ありがとうございます。ご異議がないものと認め、鳥海委員を当協議会の委員長に選任することに決定いたします。

鳥海委員長は委員長席へお願いいたします。

(鳥海委員、委員長席に移動)

(2) あいさつ

○赤岩副委員長 それでは、委員長からご挨拶をいただきたいと思います。鳥海委員長、お願いいたします。

○鳥海委員長 ただいま、推薦をいただきました鳥海でございます。この会は地域保健法の規定に基づいて定められた条例により設置された協議会でございますので、船橋市保健所の運営に関する事など、地域の保健対策を総合的に推進することを目的としております。

地域のことを本当にいろんな面から知っていただいている委員の皆様方、そういった実情を踏まえた議論をしていただければと思っております。

今日出席の委員の方につきましては、本当に正直でご闊達な意見をお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○赤岩副委員長 それでは、船橋市地域保健推進協議会条例第7条第1項の規定により、委員長が会議の議長となりますので、鳥海委員長に以降の議事を進行していただきます。よろしく申し上げます。

○鳥海委員長 それでは、会議を始めます。次第の議事に沿って進行いたしますが、議事に移る前に会議の公開・非公開に関する事項について、皆様にお諮りいたします。事務局から説明をお願いいたします。

○司会（保健総務課長補佐） 会議の公開・非公開についてご説明いたします。本市におきましては船橋市情報公開条例及び船橋市附属機関等の会議の公開実施要綱に基づきまして、個人情報等がある場合、または公にすることにより率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合などを除きまして、原則として公開することとなっております、会議の概要及び議事録を

原則として公開とさせていただきます。

この会議の開催は市のホームページで事前に公表しまして、傍聴人の定員を 5 名としておるところでございます。本日の議題につきましては、個人情報等が含まれておらず、また率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれはないものとし、公開として差し支えないものと考えておりますので、ご審議願います。なお、傍聴人につきましては、申込期限までに申込みがなかったことを報告させていただきます。

以上でございます。

○鳥海委員長 ありがとうございます。ただいまご説明いただいたとおりでございますので、この会議は公開という形にさせていただきます。議論の内容によって、非公開の事由に当たるおそれがあると判断した場合は、そのとき改めて皆様にお諮りするものといたします。皆様、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○鳥海委員長 ありがとうございます。ご異議ないものと認め、本日の会議は公開といたします。

それでは、本日の会議に移らせていただきます。

本日は会議次第に沿って進めていただきますけれども、委員の皆様には活発なご意見をいただきたく思います。

また、この後の予定がある委員もいらっしゃることで、11 時半ぐらいには終了したいと思っておりますので、円滑な会議を進めていただくよう、皆様、ご協力お願いいたします。

4 報告事項

(1) 健康危機対策について

○鳥海委員長 それでは、報告事項(1)健康危機対策についてのうち、「①災害対策について」の「Ⅰ 災害時の医療体制について」及び「Ⅱ 災害時におけるペット対策について」を進めていきたいと思っております。健康危機対策課及び衛生指導課より説明をお願いいたします。

Ⅰ 災害時の医療体制について

○健康危機対策課長 健康危機対策課の檜舘と申します。よろしくようお願いいたします。着座にて失礼いたします。

報告事項の1つ目、「I 災害時の医療体制について」をご説明いたします。

2 ページをご覧ください。本市では、「船橋市地域災害医療対策会議」にて発災時の医療救護体制を検討しておりますが、令和2年4月からは記載のとおり、9か所の災害医療協力病院の玄関前等に病院前救護所を設置し、参集した医療関係者がその運営をすることとしております。トリアージの結果、重症・中等症と判断された方は、災害医療協力病院の院内での治療を行います。

また、保健福祉センターに本市の災害医療対策本部を立ち上げ、災害時の医療提供の調整を行う体制となっております。

3 ページをご覧ください。昨年度の当協議会では、書面にて令和6年度の実施項目として、2巡目の病院前救護所設置・運営訓練を実施すること、また、「船橋市の災害医療対策（ハンドブック）」等を充実させるとともに、より実践的な訓練を実施するとしておりました。

4 ページをご覧ください。ここからは今年度どのような取り組みをしたかについてご報告いたします。

まず、訓練の実施でございます。①病院前救護所設置・運営訓練については、9月から11月にかけて4つの病院で訓練を実施いたしました。11月に実施した板倉病院での訓練は、初めて災害医療対策本部運営訓練と同時に立ち上げ、運営する訓練を行いました。また、2月には東船橋病院での訓練を予定しており、今年度は5回の実施予定でございます。

今年度の訓練においては、より発災時に近い状況とするべく、電気や水道が止まっている想定で院内の対応を行うとともに、短時間で多くの患者が来院する状況下での病院前救護所の運営にも取り組みました。

次に②災害医療対策本部運営訓練につきましては、後ほどご説明いたします船橋市の災害医療対策ハンドブックに基づき実施しました。

5 ページをご覧ください。会議の開催についてですが、災害医療協力病院及び保健所意見交換会を1回、地域災害医療対策会議医療部会を2回実施し、船橋市地域災害医療対策会議を1回実施予定です。

6 ページをご覧ください。マニュアルの作成等でございますが、災害医療対策本部の活動内容について、災害医療対策会議医療部会にてご議論いただき、その内容を参考として、11月に「船橋市の災害医療対策（ハンドブック）」を作成いたしました。

7 ページから10 ページについては、船橋市の災害医療体制をお示ししたものですけれども、お時間の関係もございまして、説明は省略させていただきます。

また、11 ページから43 ページにつきましては、本年度実施しました各病院の病院前救護所設置・運営訓練の概要について、写真等を使用して記載してございます。後ほどご覧いただければと思います。

44 ページをご覧ください。災害医療対策本部運営訓練でございます。市の総合防災訓練に合わせて11月24日に実施いたしました。

45 ページをご覧ください。訓練の目的は、「本市に大きな被害を及ぼす恐れのある千葉県北西部直下地震の発生を想定し、災害医療対策本部（保健福祉センター）と板倉病院前救護所を同時に立ち上げ、発災時に実際に使用するツールを用いた情報伝達を行うなど、発災時の活動の実践や検証を行う」といたしました。

46 ページをご覧ください。訓練の概要について、まず1つ目、①災害医療対策本部会議の運営です。発災時には様々な情報を収集するだけではなく、分析し対応策を実行していく必要がございますが、医療に係る重要事項を決定する災害医療対策本部会議の運営を実施いたしました。

次に、②付与課題に対する災害医療対策本部の班活動です。発災時に起こり得る課題を付与し、適切な班に業務を割り振れるか、四師会や他班と連携して事態に対応できているかを検証いたしました。

③災害医療協力病院等との情報伝達訓練ということで、板倉病院や医療センター等と連携し、ライフラインの支援要請や重症者の転院要請の訓練を実施しました。

そして、今回の訓練の最大の特徴は、災害医療対策本部の活動内容をまとめた船橋市の災害医療対策ハンドブックに基づき活動を行ったということで、その大部分についてシナリオをつくらず、自ら考え実行するという実践的なブラインド型の訓練を実施したところでございます。

55 ページから 58 ページについては会議の概要になりますが、記載のとおりでございます。

59 ページをご覧ください。ここからは「今後の主な取り組み」についてご説明いたします。大きく2点でございます。

1つ目は、災害時の超急性期から復旧期の対応についてです。2つ目は災害時の救急車による搬送についてでございます。

60 ページをご覧ください。「災害医療対策本部に関すること」としましては、11月に実施した災害医療対策本部運営訓練において、様式の改善や人員の確保、意思決定をする訓練の必要等の様々な課題が見つかりましたので、この反省点をハンドブックに反映するとともに、継続的に訓練を実施していきます。

61 ページをご覧ください。病院前救護所については、令和6年度・7年度の2年間で9か所の災害医療協力病院全てで訓練を実施する予定ですので、引き続き訓練を実施するとともに、病院前救護所、病院内の本部、それから市の災害医療対策本部の連携を意識して訓練に取り組んでいきたいと考えております。

62 ページをご覧ください。「外部からの支援者受け入れに関すること」でございます。能登半島地震の際の現地の様子を踏まえまして、市の災害医療対策本部内にDMAT等の支援者を受け入れる班を組織することといたしました。

訓練の中では、千葉県に対し、支援要請をするところまで進めなかったため、様式の見直しや、千葉県や医療センター等と平時から役割分担等の調整を実施する必要があると考えています。

63 ページをご覧ください。復旧期における医薬品の提供等に関することです。避難所等での医薬品不足等が原因の災害関連死予防や感染症の対策をするため、医薬品の安定供給のための対策や避難所から情報提供を受けた際の対応等の訓練を実施する必要があると考えているところです。

64 ページをご覧ください。災害時の救急車による搬送でございます。災害時には治療が必要となる患者さんが急増する一方、人員や医薬品等の資源が発災により確保困難となり、需要と供給が著しくアンバランスな状況となります。その結果、全ての人に平時と同等の治療をすることが困難となり、治療や搬送の優先順位が求められる状況となります。

65 ページをご覧ください。これがイメージ図でございます。

66 ページからは、優先順位が必要な場面として、市内全域に搬送したい傷病者が多数いるが、市で所有する救急車では全員に対応できない場面などが考えられます。

67 ページをご覧ください。また、別の場面として、救急車で病院に搬送できたが、病院内に多くの傷病者が滞在しているため、誰から治療すべきか優先順位をつけなければならないという場面も想定されます。

68 ページをご覧ください。最後に「今後の取り組みのまとめ」でございます。船橋市の災害医療対策ハンドブックを策定する等により、以前よりも実践的な訓練ができるようになったが、その分新たな課題も見えてきています。また、実際の発災時には、搬送や治療の優先順位を考えながらの厳しい判断をする場面も想定されます。

69 ページをご覧ください。前ページのような課題に対応するための主な取り組みとして、4つの取り組みを行っていきたいと考えております。

1 つ目、発災時に備えた各種訓練を継続する。

2 つ目、新たな課題に対して引き続き対応を検討するとともに、市民にとって必要な情報の周知に取り組んでいきたいと思っております。

3 つ目、平時から関係機関等と連携しながら、できる限り事前に検討すべき課題を整理・共有し、発災時にスムーズに活動できるように取り組んでいきたいと考えます。

4 つ目、搬送について、現在、医療センター、消防局と現状の確認をしているところですが、今後、医療関係団体とも協議を行っていく予定でございます。

以上、災害時の医療体制についてのご報告でございます。ありがとうございました。

II 災害時におけるペット対策について

○衛生指導課長 続きまして、「II 災害時におけるペット対策について」、衛生指導課のほうから説明させていただきます。私は衛生指導課長の高橋です。どう

ぞよろしくお願ひいたします。着座にて失礼いたします。

それでは、災害時におけるペット対策についてご報告させていただきます。

1 ページをご覧ください。災害時におけるペット対策については、本市の動物行政において効果的な対策と推進の方策を検討する「船橋市動物愛護管理対策会議」において議論いただいております。

「動物愛護管理対策会議」についてですが、近年、犬や猫に起因する問題について市民からの意見、要望、苦情等が非常に増加しており、これに対して本市として施策を立案していくためには、様々な視点からの考え方を取り入れる必要があるため、幅広い分野の方々に委員として参画していただき、動物行政における効果的な対策と推進の方策を検討し助言していただくことを目的として、船橋市動物愛護管理対策会議を平成 28 年 2 月に設置いたしました。

これまでに「船橋市動物の愛護及び管理に関する条例」の改正に関する検討や、「船橋市犬猫の飼養・管理に関するガイドライン」の作成、災害時等における動物愛護指導センターの役割についてなどを協議いたしました。今後、引き続き災害時等における動物愛護指導センターの役割について協議していただく予定でございます。

次に 2 ページになります。環境省では「人とペットの災害対策ガイドライン」を平成 30 年 3 月に策定しました。これは平成 23 年に発生した東日本大震災をきっかけに策定された「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」を、平成 28 年に発生した熊本地震を受けて改訂したものです。

動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針では、当ガイドラインの記載内容を踏まえ、ペットを連れた防災訓練の実施等により、地域の特性に応じた平常時の準備、飼い主や動物取扱業者等への避難対策の周知など、必要な体制の整備を推進することなどが記載されております。

3 ページをご覧ください。本市では令和 3 年 7 月に「船橋市犬猫の飼養・管理に関するガイドライン」を策定し、災害対策として同行避難の必要性や、ふだんからのしつけや災害時に持ち出すものなどについて、ガイドラインのほうで記載しております。

4 ページになります。「災害対応における基本的な視点」です。災害対応において自助・共助・公助という考え方があります。共助とは近隣住民や飼い主同士の助け合いなどのことをいい、公助は行政機関による支援をいいます。しかし、飼い主が災害でペットを守るためには、飼い主が自らの安全を確保すること、平常時から適正飼養を行うこと、災害時は自分とペットの身は自分で守るという自助が基本となります。

5 ページをご覧ください。「同行避難の考え方」です。災害時には何よりも人命が優先されますが、近年、ペットが家族の一員であるという意識が一般的になりつつあることから、ペットと同行避難することが動物愛護の観点のみならず、飼い主である被災者の心のケアの観点からも考慮が必要です。

東日本大震災等では、不妊去勢手術がされないまま放浪状態となった犬や猫が繁殖し、在来の生態系に影響を与えるなどのおそれが生じたため、被災地に人員を派遣して、保護や繁殖制限措置を取らなければならない事態となりました。

ペットにとって避難所での生活は大きなストレスとなりますので、二次災害がなく安全な状態であれば自宅にとどまるなど、避難所以外の避難方法も検討することをお願いしています。避難しなくてはならない状況においては、こうした問題を軽減するためにも、災害時のペットの同行避難の体制を整えることを本市としては進めておりました、原則として各小中学校など避難所でのペットの同行避難を可能としております。

次に 6 ページになります。平常時に飼い主が行うべき対策になりますが、迷子札の装着、災害時に必要な健康管理としつけ、災害時に持ち出すもの、避難に当たってを、行政側が飼い主へ向けて周知徹底を図ることが必要となっております。

7 ページになります。これまでの船橋市におけるペットの災害対策について説明いたします。

平成 28 年、船橋市総合防災訓練の一部としてペットの同行避難訓練を実施いたしました。こちらは現在も継続して実施しております。

平成 30 年には京葉地域獣医師会と「船橋市災害時における動物救護活動に関する協定」を締結し、令和元年から協定に基づき京葉地域獣医師会との意見交換会を開催しております。また、令和元年には、市立の小学校、中学校、特別支援学校、高等学校に依頼し、ペット同行避難の際の動物の収容場所の確保を行いました。

令和 3 年には、市内の公民館に依頼し、市内公民館におけるペット同行避難の際の動物の収容場所の確保を行っております。

令和 4 年から令和 6 年にかけて京葉地域獣医師会と協議の上、船橋市災害時における動物救護活動に関する協定に基づく動物救護活動のマニュアルを策定し、議会報告をしたところでございます。

次に 8 ページをご覧ください。「市総合防災訓練におけるペットの同行避難訓練」について説明いたします。

市総合防災訓練では、市内の小中学校で避難所運営訓練が行われ、その一つとしてペットの同行避難訓練が行われます。令和 6 年度の同行避難訓練は、令和 6 年 11 月 24 日に七林小学校で実施されました。具体的には避難者役となるチームが避難会場までペットと同行避難を行います。町会・自治会がペット受入窓口を開設し、ペット受入訓練を行います。受け入れ後は学校指定のペット保管場所にペットを保管することになります。

この訓練においては、その後、京葉地域獣医師会の獣医師による講話や、千葉県動物愛護推進員によるデモンストレーションによりペットの災害対策についての啓発を行いました。

次に 9 ページになります。続いて、災害時等における動物愛護指導センターの

役割について説明いたします。

平常時はペットの災害対策に関する飼い主への普及啓発・避難訓練、災害時におけるペット対策に関する連携体制の整備、情報の収集及び共有方法の検討、指定避難所等におけるペットの受け入れ対策に関して、関係部署等との調整、必要物資の備蓄・更新などが挙げられます。

次に 10 ページになります。災害発生時の初動対応です。被災者対応、被害状況の把握、動物救護本部等の設置の検討、飼い主への支援、ペットに関する情報の一元化、負傷動物・放浪動物等の保護が必要な動物への対応、関係団体等との連絡調整及び支援要請などが挙げられます。

次に 11 ページになります。発災後 1～2 日以降は、ペットに関する相談窓口の設置と運営、放浪動物の収容、負傷動物の救護、飼い主への返還、専門ボランティアの受け入れなど、そういったものが挙げられます。

次に 12 ページになります。動物愛護指導センターの業務を、平時と災害発生時に分けた整理表です。

続いて 13 ページでは、その整理表において、①から③のとおり発災時において必要な業務を順位づけしたものになります。①で囲った動物救護本部等の設置、負傷動物や野犬等の収容等を、発災直後すぐに必要な業務として整理しています。

14 ページになります。最後に災害時における「現状と課題」を整理しました。同行避難場所の確保、京葉地域獣医師会との協定、災害対策に関する啓発、災害対策に関するハンドブックの改正は、現在対応できているところでございます。

一方、今後の課題として、千葉県動物救護本部と本市の役割等の整理、発災直後のセンター職員の人員不足、センター以外の動物の保管場所の確保、近隣自治体との連携体制などについては、今後、動物愛護管理対策会議において議論をしていただき、対応を検討していく予定でございます。

説明は以上になります。

○鳥海委員長 ありがとうございます。それでは、ただいま 2 つの課から説明がございましたけれども、ただいまの説明に対してご意見、質問等ございましたら挙手をお願いいたします。

病院前救護所訓練をしていただいた山口先生、いろいろ大変だったと思いますけれども、ちょっと一言お願いします。

○山口委員 昨年と一昨年、2 回救護医療訓練をさせていただいたんですけれども、1 回目よりは 2 回目のほうが非常にスムーズに、それから、医療者、我々の認識といいますか、そういうのもだんだん高まってきているように思います。

ただ、やはり限界がございます。シナリオどおりなので、実際、どの程度の被災者の方々が来られるかというのは、その規模が逆に不安なところがございます。

それに関連して、医薬品の備蓄というのは、我々まだその辺のところは全く見

えておりませんので、どの程度備蓄したらいいのか、この辺のところは課題かなと思っております。

それからもう一つは、やはり医療者ばかりの参加なので、次回、あるいはその次ぐらいには、住民の方々も参加した訓練がやはり必要かなと感じました。

○鳥海委員長 ありがとうございます。本当に回を重ねるごとにだんだん具体化してきて、患者さんも参加して下さった病院前救護所訓練も徐々に行われています。備蓄等々難しい問題がありますけれども、まずシナリオをしっかりと対応できるような形に医療者は準備しておいて、そこからその場の判断が必要になってくるようないろんな危機が次から次へと来ると思っていますので、そこは連携をとって、基本がちゃんとできていれば、次にも対応できるものが少しでも増えるだろうということで訓練を重ねてまいりたいと思っております。ありがとうございます。

衛生指導課からの説明でペットのことがございましたけれども、桑島先生、コメントがありましたらお願いいたします。

○桑島委員 ありがとうございます。船橋市さんとは、ここ数年、動物の同行避難ということで一緒にやらせてもらっていますけれども、各市町村によってそれぞれやり方が若干違うところがあるのと、千葉県の方には九都県市の対策がありまして、そちらの方でも同じような感じで訓練しているところですが、なかなか統一的なものがないので、獣医師会のほうとしてもある程度同じ見解ができればいいなと思っております。

ただ、実際に県内においても、船橋市の同行避難に関してはかなり充実しているところがありますので、県のほうでもできればこれを推進していきたいなと思っております。

○鳥海委員長 ありがとうございます。

ほかは特にございませんでしょうか。

○司会（保健総務課長補佐） すみません、よろしいでしょうか。一旦、ここで到着が遅れておりました局長のほうのご紹介をさせていただきたいと思っております。

健康福祉局長の川端輝彦でございます。自己紹介も含めまして一言お願いいたします。

○健康福祉局長 委員長、ありがとうございます。遅くなりまして大変申し訳ございません。健康福祉局長の川端と申します。

地域保健は本当に市民の皆様にとって生活の基盤をなすところだと思っております。この分野において日々活動、取り組みをされている皆様方に、まず本当に

感謝を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

今日は既にご議論いただいておりますけれども、今日も含めて引き続きご指導等を賜ればと思いますので、何とぞよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

○司会（保健総務課長補佐） ありがとうございます。

それでは、委員長、引き続き議事進行のほう、よろしくお願いいたします。

②「船橋市新型インフルエンザ等対策行動計画」の改定について

○鳥海委員長 それでは、報告事項の健康危機対策についてのうち、②「船橋市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について」に進みたいと思います。

健康危機対策課より説明をお願いいたします。

○健康危機対策課長 それでは、報告事項の②になります「船橋市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について」、ご報告させていただきます。

新型コロナウイルス感染症対応を踏まえまして、国・県において新型インフルエンザ等対策行動計画の改定が行われております。本市においても来年度の改定に向けて見直し作業を行っているところです。

それでは、資料に沿って概要をご報告いたします。

まず、1 ページ目です。新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた船橋市感染症予防計画策定の経緯、本市の令和 5 年度の動きについてでございます。

新型コロナウイルス感染症対応を踏まえ、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、いわゆる感染症法の改定により、保健所設置市においても都道府県の計画に即して策定することが義務づけられました。これに伴い、令和 5 年度に船橋市感染症対策連携会議及び同地域医療専門部会を設置し、議論していただいたご意見を踏まえ、令和 6 年 4 月 1 日に、本市の予防計画を策定いたしました。

続いて、2 ページになります。こちらは、国の動きとして、新型インフルエンザ等対策政府行動計画改定の背景を記載しております。

次に、お手元の資料の 3 ページをご覧ください。行動計画と予防計画の違いを記載してございます。左側の行動計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、新型インフルエンザ等感染症の発生段階に応じた具体的な対策・行動を示すものでありまして、策定主体は政府、都道府県、市町村です。右側の予防計画は、感染症法に基づき感染症対策における基本的な事項を示すものであり、策定主体は都道府県と保健所設置市になります。

4 ページをご覧ください。政府行動計画の位置づけになります。平時の準備や感染症発生時の対策の内容を示すものでございまして、2012 年に成立した特措法

に基づき 2013 年に策定され、2017 年に治療薬の確保量など一部の改正がされました。今般、新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえまして、次なる感染症危機への準備や対策を万全なものとする観点から、初めて政府行動計画が抜本的に改定されました。

続きまして 5 ページです。新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略として、①感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護し、②市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを掲げております。

6 ページ、新型インフルエンザ等対策の効果を図式化したものでございます。医療提供体制を強化することで、感染のピークを遅らせるとともに、ピーク時の感染患者数等を小さくする。併せて、先ほど 5 ページにお示ししましたとおり、市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを表してございます。

続きまして、7 ページをご覧ください。政府行動計画改定のポイントを表でまとめてございます。策定以降初の抜本的改正がなされ、表の中央の「対策項目」が 6 項目から 13 項目へと拡充されました。また、青字で記載されているものが今回新たに設定された項目でございました。その下、「横断的視点」としましては、各分野の横断的な取り組みとして 5 つの視点が設定されました。

続きまして、8 ページでございます。対策項目として掲げられております 13 項目の各論を記載してございます。

9 ページです。新たに設定されました横断的視点の 5 つの視点を記載してございます。

10 ページをご覧ください。船橋市新型インフルエンザ等対策行動計画の位置づけになります。国の改定に基づき、千葉県においても改定作業が行われているところですが、市の行動計画については、特措法第 8 条第 1 項の規定により、県行動計画に基づき改定することとなります。また、政府行動計画の改定の目的と市行動計画の改定について、政府行動計画は新型コロナウイルスや新型インフルエンザも含めた幅広い感染症による危機に対応できる社会を目指すことを目的に改定され、市行動計画も感染症危機に対する平時の備えに万全を期すことを目的として改定するものとなります。

11 ページをご覧ください。現在想定している市行動計画素案の構成を記載してございます。12 ページから 16 ページまでは対策項目として挙げられております 13 項目の活動の概要を記載してございます。

17 ページをご覧ください。市行動計画の改定スケジュール案を記載してあります。令和 7 年 1 月 27 日に令和 6 年度第 1 回船橋市感染症対策連携会議を開催する予定としておりまして、国・県の情報共有や本市の策定のスケジュール、予防計画の取り組みの進捗確認を議題とする予定でございます。その後、会議の委員への素案の意見照会やパブリックコメント等を実施いたしまして、令和 7 年 12 月頃に市の行動計画を改定というスケジュールを想定してございます。

18 ページでございます。参考としまして、千葉県の行動計画改定のスケジュールを記載してございます。19 ページでは、こちらも参考になりますが、行動計画の根拠法令の該当条文を記載してございます。

ご説明は以上でございます。

○鳥海委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明がございました件につきまして、皆様からご意見、ご質問等ありましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○海保委員 新型コロナウイルスが収まった後に、大学の先生の講演会があって、そのお話を聞きました。それは一言で言うと、日頃の免疫力の維持強化が大切で、インフルエンザが流行ったからワクチンを打ちましょうでは遅い。その前に免疫力を維持強化しておかなければいけないと。

それから、特に高齢者は免疫力がそもそも低いので、B 細胞を刺激して免疫力を上げるためにワクチンを打つわけですけれども、もともと B 細胞が弱っているところにワクチン打ったって効き目がないよということで、ワクチンの効き目を高めるためにも日頃から免疫力維持強化をしなければいけないと。

免疫に関係することはいろいろ言われておりますが、一つはストレス、これを高めないようにしなければいけない。ストレスに強い人はなかなか感染しない。感染しても重症化しない。それ以外に食べ物とか運動とかいろんなことが言われていますので、ぜひ日頃の活動として、こういうようなことを取り上げてみてはどうかと思います。

○鳥海委員長 ありがとうございます。おっしゃるとおり、日頃の免疫力を高める行動はとてこのときの基本になるものでございます。船橋市も健康教育活動をはじめ、いろいろ各部署でやっておりますし、中野先生の学校でも子供たちの段階からずっとやっていただいて、こういった教育が染みついているのではないかなと思います。

船橋市は本当に狭いところで多くの人に住む、そういう感染症にとっては必ずしも有利でない状況、その中でもこれまでのいくつかの感染症、コロナも含めて対策ができていたというのは、日頃のそういったことが役立っているのだろうと思います。今後また強化していくことが大事だと思います。

ほかに何かご質問、ご意見ございますでしょうか。

③船橋市衛生試験所について

○鳥海委員長 それでは、続きまして、健康危機対策についてのうち、③「船橋市衛生試験所について」、健康危機対策課より説明をお願いいたします。

○健康危機対策課長 続きまして、船橋市衛生試験所についてご報告をいたします。

スライドの1ページをご覧ください。「船橋市衛生試験所とは」になります。感染症や食中毒等の感染危機対策及び日頃の地域保健対策を効果的に推進し、公衆衛生の向上を図るため、地方衛生研究所全国協議会に加入している本市の保健所の検査部門でございます。

2 ページをご覧ください。地方衛生研究所等についてです。地方衛生研究所等とは、地域保健法第26条に規定する調査研究、試験検査、地域保健に関する情報の収集・整理、活用及び研修指導等の業務を実施する機関を言います。地方衛生研究所全国協議会に現在 85 機関の地方衛生研究所等が加入しています。85 機関の内訳としましては、全ての都道府県及び全ての指定都市、そして、一部の中核市（全 62 市のうち 13 市）と一部の特別区でございます。

3 ページをご覧ください。バイオセーフティレベルと地方衛生研究所等とのイメージを示したものでございます。

4 ページをご覧ください。船橋市衛生試験所についてご報告いたします。

感染症や食中毒等の健康危機対策及び日頃の地域保健対策を効果的に推進し、公衆衛生の向上を図るため、船橋市保健所検査部門は船橋市衛生試験所として令和3年度に地方衛生研究所全国協議会に加入しました。

5 ページをご覧ください。船橋市衛生試験所は、地域における科学的かつ技術的に中核となる機関として、関係機関と密接な連携の下に、調査研究、試験検査等を行っております。衛生試験所になる前は、主に試験検査②番を実施してございましたが、衛生試験所となった後は、4つの項目を実施してございます。

スライドの6ページをご覧ください。船橋市衛生試験所の取り組み4項目についてはスライドのとおりでございます。特に、②試験検査において、新型コロナウイルス感染症のように急速に地域で拡大する感染症や食中毒等の試験及び検査、そして健康危機の際に初期の検査を担う公的検査機関の確保に重点的に取り組んでございます。

7 ページをご覧ください。市民に対する衛生試験所の主なメリットでございます。1点目は、新興感染症等検査方法の早期取り入れでございます。感染症検査を自前で行うことにより迅速に結果が分かり、早期に拡大防止対策につなげることができます。2点目は、地域保健に関する情報の収集・整理・活用でございます。船橋市の地域保健に関する情報を一元的に収集・整理することで、より活用しやすくなります。今後、船橋市衛生試験所として行政組織上の位置づけを明確にした上で、さらなる検査技術向上と機能強化を図ります。

スライド8ページをご覧ください。令和6年度の船橋市衛生試験所の主な取り組みでございます。①の調査研究から③の研修指導については、スライド8から11に記載してございますので、後ほどご覧ください。

12 ページをご覧ください。④の地域保健に関する情報・収集・整理・活用についてです。このグラフは 5 類感染症の疾患ごとの感染者数を解析し、主に県内他自治体と比較したもので、太い赤線が船橋市でございます。船橋市において、第 45 週に全国や他自治体と比較し、増加傾向が見られるなどの分析を試みているところでございます。このような分析は拡充・充実させていきたいと考えております。また、船橋市のホームページに、毎週、船橋市感染症情報を掲載しております、更新しているところです。

13 ページをご覧ください。その他、健康危機対処についてです。令和 6 年 4 月には、健康危機対処計画（感染症編）の船橋市衛生試験所版を作成いたしました。この計画に基づいて平時に有事を想定した準備を行いまして、平時に人材育成等を行っていきます。また、国立感染症研究所が主催する新興再興感染症に対する検査初動訓練にも参加いたしました。国立感染症研究所との連携手法を確認しまして、国立感染症研究所が構築した新規検査法と検査マニュアルを基に、ウイルスを検出できる体制が整備できるか確認して、訓練の結果として良好な結果が得られました。

14 ページをご覧ください。最後に今後の取り組みについてでございます。より一層の検査技術等の向上を目指し、地域保健対策の推進に貢献するため、特に②の試験検査について新興再興感染症検査を国立感染症研究所の助言に基づき実施する取り組みを進めてまいります。また、④の地域保健に関する情報の収集・整理・活用については、感染症等の情報を収集・整理し、医療等の関係機関及び住民等へより一層分かりやすく情報提供することなどに取り組んでまいります。

船橋市衛生試験所についての説明は以上でございます。ありがとうございました。

○鳥海委員長 ありがとうございました。

それでは、ただいまご説明ありました件につきまして、皆様からのご意見、ご質問等をお受けしたいと思います。ございますでしょうか。

海保委員、お願いします。

○海保委員 今後の取り組みのところに、調査研究として、学会で年 1 回以上発表するということがありまして、私としては非常に感銘いたしました。と言いますのも、コロナがはやっているときに、新聞を見ているんですけども、船橋市の衛生試験所は非常に技術水準が高いという記事がありまして、喜んでおりました。ウイルスが変異して、それが何かというのは船橋市の衛生試験所で研究して分かるということがたしか新聞に書いてあったと思いまして、今後大いに期待したいと思います。ありがとうございます。

○鳥海委員長 ありがとうございます。コロナのときにも本当に頑張っていたいただきました。また、今でも私たち普通に患者さんを拝見するときに、毎回毎回前週との比較という意味で各種感染症の数を出してくださっているわけですが、それが実は診断にむちゃくちゃ役に立っています。

最初は培養して、その結果を得て、感染症のそれぞれの患者さんの病原体、犯人は何なのかを知るのに、培養等で時間がかかるのですが、ある程度の情報があつて怪しいものがあつて、かつ、前の週よりもこの感染症が増えているというような情報が届けられていることが、本当に診断や早期の治療に役立っています。早期に治療すると患者さんの拡大が防げるという傾向にありますので、試験あるいはその情報の伝達という点でも、一歩出ているのが船橋市かなというふうに思っています。助かっています。今後さらに精度を上げていって、情報伝達できるように思っております。貴重なご意見ありがとうございます。

そのほか何かございますでしょうか。

④近年の食中毒の傾向とその対策について

○鳥海委員長 それでは、続きまして、健康危機対策についての④「近年の食中毒の傾向とその対策について」、衛生指導課よりご説明をお願いいたします。

○衛生指導課長 衛生指導課でございます。④「近年の食中毒の傾向とその対策について」、消費者等への普及啓発について、ご説明させていただきます。

スライド1をご覧ください。初めに、令和5年に全国で発生した食中毒の発生状況についてご説明いたします。

令和5年については、全国で食中毒は1,021件発生しました。件数では一番多かったのはアニサキス、2番目がカンピロバクター、3番目がノロウイルスとなります。アニサキスは、サバやイワシ、カツオなどに寄生する寄生虫で、アニサキスに寄生された魚介類を食べることにより、激しい腹痛などの症状を引き起こします。カンピロバクターは、主に食肉などの畜産食品に付着する細菌で、下痢や発熱などの症状を起こします。入院となる事例もございます。ノロウイルスは、カキやノロウイルスに汚染された食品などを介して汚染を引き起こすウイルスで、嘔吐、下痢などの症状を引き起こします。食中毒の件数は、コロナ禍は除きますが毎年1,000件前後発生しており、減少はしていません。

スライド2をご覧ください。ただいま説明したものは食中毒事例の総件数になりますが、こちらは患者2名以上の件数となります。先ほどとは異なり、カンピロバクター、ノロウイルスなどの割合が増加し、アニサキスの割合が減少しております。アニサキスについてですが、アニサキスの虫体を摂取した場合に症状を呈するものになりますので、複数の患者が発生する事例は少なくなっております。

スライド 3 をご覧ください。こちらは黄色ブドウ球菌、腸炎ビブリオ、カンピロバクター及びノロウイルスについて、昭和 55 年から令和 2 年までの期間で、10 年ごとの発生割合の推移について 100%積み上げグラフで示したものです。青色のグラフが黄色ブドウ球菌、緑色のグラフが腸炎ビブリオ、赤色のグラフがカンピロバクター、ピンク色のグラフがノロウイルスを示しております。夏場に発生することが多かった黄色ブドウ球菌や腸炎ビブリオが減少し、カンピロバクターやノロウイルスが増加しており、食中毒の原因物質が変化していることがお分かりいただけるかと思えます。

次に、スライド 4 をご覧ください。こちらは令和 3 年から令和 5 年までの食中毒の月ごとの発生件数の平均を示したグラフになります。食中毒は、決して夏季に多いわけではなく、年間を通じ発生しております。夏に多かった黄色ブドウ球菌や腸炎ビブリオの数が減少したこと、冬場にノロウイルスの発生件数が多いことなどが原因と考えられます。また、カンピロバクターなど 1 年を通じ発生するものもございます。

次に、スライド 5 をご覧ください。こちらは 11 月末現在で令和 6 年度に本市で発生した食中毒になります。季節に関係なく発生しており、4 月から 11 月末現在で件数としては 6 件、患者数としては 118 人となっております。7 月、10 月及び 11 月に発生したカンピロバクターによる食中毒 4 件及び 8 月に発生した腸管出血性大腸菌 O157 の計 5 件については、肉の加熱不足が原因、またはそれが疑われる事例となっております。

スライド 6 をご覧ください。先ほど令和 6 年度に本市で発生した食中毒についてご説明いたしましたが、こちらは事例の詳細となります。まず、事例 1「汚染されたカキ料理の提供による食中毒」についてです。4 月上旬に市内の飲食店を利用しカキ料理を食べた複数の方に、下痢、嘔吐、腹痛などの食中毒症状が出ました。保健所で調査したところ、原因物質はノロウイルスで、患者は 49 名発生しました。こちらの食中毒はノロウイルスに汚染された生ガキや焼きガキなどの料理を食べたことが原因でした。なお、ノロウイルスによる食中毒は、カキなどの二枚貝を食べることなどにより発生しますが、全国では人の手を介して食品が汚染されることにより多く発生しております。

スライド 7 をご覧ください。次は、事例 2「加熱不十分なハンバーグの提供による食中毒」についてです。8 月下旬に市内の飲食店を利用し、加熱不十分なハンバーグを食べた複数の方に、下痢、腹痛、血便などの食中毒症状が出ました。また、複数の方が入院し、重篤な合併症である溶血性尿毒症症候群（HUS）が発病した患者も発生しました。保健所が調査したところ、原因物質は腸管出血性大腸菌 O157 で、患者は 52 名発生しております。こちらの食中毒は加熱不十分なハンバーグを食べたことが原因でした。

スライド 8 をご覧ください。次は、事例 3「加熱不足が疑われる串焼きなどによる食中毒」についてです。こちらは 10 月下旬に市内の飲食店を利用し、串焼き

などを食べた複数の方に、下痢、腹痛、発熱などの食中毒症状が出ました。保健所で調査したところ、原因物質はカンピロバクターで、患者が 8 名発生していました。これらの食中毒は、加熱不十分な鶏の白レバーの串焼きなどが原因と疑われます。カンピロバクターによる食中毒は、本事例を含め、令和 6 年度に 4 件発生しております。

次に、スライド 9 をご覧ください。「肉の加熱不足による食中毒」についてご説明いたします。肉料理におけるカンピロバクターや腸管出血性大腸菌による食中毒の多くは、肉の加熱不足が原因であり、肉に既に付着していた細菌が生き残っていることで発生するため、手洗いや消毒などでは予防することができません。また、新鮮な肉なら生でも安全などの誤った知識や、近年様々な食材で導入されている低温調理と呼ばれる調理方法において、低温調理を行った料理全てが悪いというわけではありませんが、加熱温度・時間の設定の誤りが原因で食中毒も発生しております。

これらの食中毒は、ギラン・バレー症候群や溶血性尿毒症症候群という重篤な合併症などを引き起こすおそれがあり、注意が必要です。一方で、肉が十分に加熱されていれば予防することができます。

スライド 10 をご覧ください。本市保健所で実施する食中毒対策の事業についてご説明いたします。

保健所では、表に記載のある飲食店などへの立ち入り検査や、食中毒発生施設に対する再発防止対策、実務講習会、食中毒予防啓発事業などを行い、飲食店の営業者などに対し食中毒予防の普及啓発を行っております。なお、食中毒予防啓発事業については、船橋市食品衛生協会様によりご協力をいただいております。飲食店などへの立ち入り検査については、令和 6 年度より、市民の方などから飲食店利用後に体調不良の申し出があった場合には、従前から実施している施設への立ち入り検査に加え、肉の加熱が適切に行われているかなどの調理工程の確認・検証を実施しております。

最後に、スライド 11 をご覧ください。消費者に対する食中毒予防の普及啓発についてご説明いたします。近年発生した食中毒のほとんどが、季節に関わらず年間を通じ発生しております。飲食店において安全な食品が提供されることが前提ではありますが、飲食店で肉を食べる際に、加熱が十分にされているか、自身で確認することにより防げる食中毒も多くあります。食中毒が発生すると重篤な合併症なども生じる可能性があるため、加熱不足の肉の確認は一例ではありますが、今後学校での周知の働きかけやリスクコミュニケーションなどでの普及啓発について検討していく必要があると思います。

説明は以上になります。

○鳥海委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明いただきました件について、ご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

山口先生。

○山口委員 私自身、この頻度の高い食中毒をほとんど経験しているんですけども、実際に全国と比べて船橋市の発生頻度というのはどうなのでしょう。食中毒自体、そういう比較するデータなんかはあるのでしょうか。

○鳥海委員長 事務局のほうでデータはございますか。

○保健所長 では、保健所長の筒井のほうからお話しします。

全国に比べたらどうかといいますと、先ほどの資料 1 ページ、あるいは 2 ページのところに全国情報がありますが、例えば 1 ページであれば全体が 1,000 件くらいということになりますが、単純比較で言うと船橋市は人口でいうと大体 200 分の 1 くらいということになりますと、単純に言うと年間当たり 5 件くらいという形になります。

5 年のときがどうだったかという、船橋市の大体の状況というのは、資料 12 ページのところに 8 件というのが出ています。大体平均すると、経験で見ていると年間 5 件くらいは毎年出ているかなと思います。もちろんこの資料にもありますように、コロナがはやっているときは、そもそも飲食店に行く機会も減ったり、感染対策もかなり初期の頃がっちりやっていたということもあって、食中毒の事例自体が船橋市でも減っている。恐らく全国でも同じ傾向だったと思います。

参考までに千葉県との関係でいうと、船橋市は大体いつも千葉県の中での割合は結構高いです。単純に人口比で言うと 10 分の 1 という形になるわけですが、多いときは千葉県の半分くらいが船橋市だったときもあったと思います。

これは実際のところを申し上げますと、多いのは事実だと思いますけれども、コロナの初期のときも船橋市が県内で一番コロナが多かったと思います。つまり検査でいかに引っかけか、実際に出ているということをいかに行政のほうで把握できるかということによって最終的に出現している数が確認できるわけなので、実際に出ている、それが行政のほうで把握できていなければ、結果的には見かけ上あまり出ていないということもあります。船橋市は検査などもかなりがっちりやっているほうだと思っていますので、そういう意味では、相対的には常に船橋市は多めに見えてしまうところはあるのかなと分析しています。

○山口委員 分かりました。おっしゃるように検査をちゃんとされて把握している数で比較するわけなので、恐らく船橋市というのはしっかりした体制があるのかなと、そう感じました。ありがとうございます。

○鳥海委員長 ありがとうございます。

食品衛生協会からお願いします。

○堀池委員 ありがとうございます。食中毒に対して保健所の先生方も一生懸命毎月 3 回ぐらい衛生講習会というのを催していただいています。それに私どもはお手伝いするという形で、2 時間半ぐらい講習を受けていただいているのですが、なかなか全員が全員出てきてくれないというのがちょっと欠点です。

やはり、みんなが意識を持ってくださればなくなると思うんですけども、消費者の方も、焼き鳥なんかも生のほうがおいしいなという話が出て、それが例えばカンピロバクターに感染していると、カンピロバクターの食中毒を起こす。やはり芯まで熱を通すということを経営者さんたちは頭に入れておいてもらいたいと思うんです。その辺を保健所としても口を酸っぱくして、熱を入れるという肝心なことはお話しするのですけれども、お店に帰るとその辺が忘れられるような感じがあるのではないかなと思います。今後とも保健所の先生方の協力を得て、食中毒とかそういう衛生管理の形を構築していきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○鳥海委員長 ありがとうございます。これは防げる憂いごとですので、徹底したいと思います。ありがとうございます。

それでは、報告事項につきましては以上となります。

最後に、事前質問に関する回答等、全体を通して他にご質問、ご意見ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本日の議事につきましては全て終了しました。ご審議ありがとうございました。皆様のご協力により、司会についてはほぼ時間どおりとなりましたけれども、スムーズな運びに対して御礼申し上げます。

事務局におかれましては、各委員からいただいたご意見などを今後の保健所行政に生かしていただきたいと思います。

これで議長としての任務を終わらせていただきます。ありがとうございます。事務局へお返しします。

5. 総評

○司会（保健総務課長補佐） 鳥海委員長、ありがとうございました。

それでは、最後に保健所長から一言いただきたいと思います。筒井保健所長、お願ひいたします。

○保健所長 まずもって鳥海委員長のほうからいろいろお話がありましたように、時間どおりスムーズにご審議いただきまして、誠にありがとうございました。事務局のほうとしても大変感謝申し上げます。

この会議自体は、本当に幅広い範囲を扱うことになるので、あまり中身を深める議論というのはなかなかしづらいなということで、実際に今日も資料につけさせていただいていきますように、感染症なら感染症の会議だとかいろいろな分野の会議がこの会議に関連してあります。かなりそっちでいろいろ集めていただきながら、そういうものを行政としてはいろんな各種資料としてこちらの会議には出させてさせていただいて、全体のほうを見られるこの会議で何なりとご意見等を頂戴いただければ、またそちらの会議のほうにも反映させていきたいと考えております。

今日は保健所のほうの健康危機という関係の感染症だとか食中毒とか、あるいは災害対策の部分だとか、その辺りをメインに事務局のほうで用意させていただきました。

特に健康危機の関係は、近年感染症のお話だとか災害の関係とかということで、国家を挙げてその辺りを強化していこうということで、保健所のほうもそれをしっかりやっていくのが今後ますます大変になってくるかなと思いますけれども、それをしっかり船橋市としてやっていきたいという思いで、こちらのほうに整理させていただいています。

また、食中毒に関しては、今年度はちょっと変わった事例といいますか、大きな全国的にも影響があったような事案もありましたので、基本となる食肉はしっかり加熱しないとということと、やっぱりこれは各関係のところできっちり押さえていただかないと、我々は結局、検査したものを見つけて、そこに対しての再発防止指導を行うしかできない。ふだんから、こちらからいろいろ気をつけようということは申し上げていても、やってもらうところがちゃんとそれをやらないと、なかなかこれを実際に止めるというのは厳しいことなので、そういう意味では、食品の関係の議論をする場所というのは実はこの会議しかないので、この会議のほうでそれを説明させていただきました。

ぜひ委員の皆様におかれましては、この辺りにつきまして関係者の方々に食中毒のことについても、昭和の時代とは中身が大きく変わってきていますので、しっかりと手洗いしていれば対応できるというものばかりでもなくて、むしろ最近は加熱不足のそこがちゃんとできないと、いくら食べる人が手洗いしてもどうにもならないんだということを改めてご理解いただいて、普及啓発のほうにも関わっていただけますと幸いです。

まとまらない説明でございましたけれども、今後とも委員の皆様方のほうからご指導を賜りたいと思っています。本日はどうもありがとうございました。

○司会（保健総務課長補佐） ありがとうございます。冒頭でもお伝えしておりますが、本日の協議会は公開としておりますので、議事録は市のホームページで公開することとなっております。まとめ次第、議事録をご送付させていただきますので、委員の皆様におかれましてはご発言の内容のご確認をお願いしたいと思います。

また、次回の会議についてでございますが、来年度開催日が決まり次第お知らせいたしますので、引き続き、ご協力、ご出席をお願いしたいと思います。

それでは、以上をもちまして、令和 6 年度船橋市地域保健推進協議会を終了いたします。ご協力ありがとうございました。

11 時 30 分閉会